

人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 7 年 11 月 12 日
厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室

1. 改正の趣旨

- 人口動態調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査であり、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的として、人口動態調査令（昭和 21 年勅令第 447 号）及び人口動態調査令施行細則（昭和 23 年厚生省令第 6 号）に基づき実施している。
- 同調査は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）及び死産の届出に関する規程（昭和 21 年厚生省令第 42 号）に基づき届け出られた届書等の記載事項を、市区町村長が人口動態調査票に移記して作成・提出する方法により行っている。
- 民法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 33 号）が令和 8 年 4 月 1 日に施行され、戸籍法に基づく届書の一部の様式が改正されることに伴い、人口動態調査令施行細則で定める人口動態調査票について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）第 59 条で定める附録第 13 号様式である離婚の届書が改正され、「未成年の子の氏名」に「父母双方が親権を行う子」等の欄が追加されることから、人口動態調査の離婚票（人口動態調査令施行細則様式第 5 号）においても同様に「(5) 未成年の子の数」に「父母双方が親権を行う子」等の欄を追加する。
- ※ なお、本改正の施行と同日に、人口動態調査事務システム標準仕様書第 3.0 版において、人口動態調査令施行細則様式第 5 号の用紙を A 5 サイズから A 4 サイズへ変更することとしており、自治体・保健所からの調査票提出時に、意図せず改正前の調査票が脱落・紛失すること等を防ぐため、改正前の様式を当面の間、使用することができることとする経過措置は設けない。

3. 根拠規定

- 統計法第 56 条の 2
- 人口動態調査令第 3 条、第 5 条第 2 項、第 5 条第 5 項

4. 適用期日等

公布日：令和 8 年 3 月（予定）
施行期日：令和 8 年 4 月 1 日